

2020年度秋学期 英語検定試験による単位認定の手続きについて（追加申請）

2020年12月4日
名古屋大学教養教育院統括部言語文化部門英語小部会

1. 単位認定の対象となる英語検定試験

1. 実用英語技能検定(英検)
2. 技術英語能力検定（旧 工業英語能力検定試験）
3. 国際連合公用語・英語検定試験(国連英検)
4. Test of English as a Foreign Language(TOEFL)
5. Test of English for International Communication Listening & Reading Test(TOEIC)
6. ケンブリッジ大学英語検定試験(ケンブリッジ英検)
7. International English Language Testing System (IELTS)

2. 認定される単位数

試験の種類	2単位	4単位
(1)実用英語技能検定(英検)		
(2)英検 CBT	準1級	1級
(3)英検 S-CBT		
(4)英検 S-Interview		
技術英語能力検定（旧 工業英語能力検定試験）		プロフェッショナル (旧 工業英検1級)
国際連合公用語英語検定試験(国連英検)	B級	A級, 特A級
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)		
(1)ペーパー版 TOEFL(TOEFL PBT)	527-569 点	570 点以上
(2)インターネット版 TOEFL(TOEFL iBT)	71-87 点	88 点以上
Test of English for International Communication Listening & Reading Test(TOEIC)	663-786 点	787 点以上
ケンブリッジ大学英語検定試験(ケンブリッジ英検)	FCE	CAE, CPE
International English Language Testing System (IELTS)	6.0, 6.5	7.0 以上

- * 卒業単位としての取扱いについては、学部により異なりますので注意してください。
- * 検定試験の結果により単位認定を受けられるのは、最大4単位までです。
- * 平成23年度入学者からは、英語検定試験の認定日または受験日は、単位認定申請時の2年前までに限ります。
- * 既に自分が所属する学部の英語に関する卒業必要単位数を充足している場合は、英語検定試験による単位認定は行われません。
- * 上記の表の定めるところに従い2単位の認定を受けた学生が、その後の検定試験において、4単位の認定を受けるに値する認定または点数を得た場合には、所定の手続きを経た後、本学の単位としてさらに2単位の認定を受けることができます。ただし、一つの検定試験により単位認定を受けたうえで、さらに異なる検定試験において同水準の成績を修めても、単位は加算されません。
- * 他大学で取得した単位は、最大で 60 単位まで本学の単位として認定できることになっており、英語検定試験により認定される単位は、その 60 単位の中に含まれます。（名古屋大学通則第 23 条の 2 参照）
- * C コースの学生で、英語検定試験で2単位もしくは4単位の認定を受けた者は、英語(サバイバル)の履修を免除します。
- * 英語検定試験により認定される単位は GPA には算入しません。
- * この単位認定により言語文化 I の卒業要件単位を全て満たし、さらに単位があふれた場合の余剰単位（余剰単位として認められるか否か）については、所属学部の教務学生係にて確認してください。

3. 単位認定の申請受付

申請期間 **2021年1月8日(金)8時30分～2021年1月14日(木)17時まで**

申請受付の流れ

1. NUCT(<https://ct.nagoya-u.ac.jp/portal/>)にログインし、「メンバーシップ」内「参加可能な講義サイト」をクリックし、講義サイト「2020 年度英語検定試験による単位認定について」の「参加」ボタンをクリックする
2. 「参加中の講義サイト」内の上記講義サイト名をクリックする
3. 「小テスト」を選択し、「テストを受験」にある「**2018 年度以前入学生用**」英語検定試験による単位認定申請(秋学期追加申請)を選択し、テストを開始する
4. 回答後に「採点のために提出」をクリックする
※提出が完了している場合は、「小テスト」内「提出済テスト」に反映されます
5. 以下の期間に検定試験の認定証または得点証明書の原本を、教養教育院事務室にて提示
2021年1月18日(月)8時30分～2021年1月21日(木)17時まで
※原本を提示しなければ、申請手続きは完了したことになりません。
※本人確認のため学生証の提示が必要です。
(原本の提出期日に変更がある場合、名大ポータルに通知します)

4. 単位認定審査・合否の通知について

単位認定審査は、英語小部会により行われます。申請書類に問題がなければ、2月18日(木)以降、名大ポータル→学務→履修・成績→(教務システム上)履修・成績→成績照会にて単位が確認できる予定です。単位は申請時の学期の単位とします。

5. 単位の認定を受けた学生に対する措置

単位認定を受けた学生には、卒業単位ないし進級単位の修得上の必要の有無にかかわりなく、たとえば言語文化Ⅰよりも高度なレベルの英語能力の養成を目指す言語文化Ⅱの授業を受講するなどの方法により、英語の学習をさらに積極的に継続するよう奨励します。

なお、言語文化Ⅱの英語科目は、次のとおり受講制限が設けられているので注意してください。

《受講制限 : TOEFL ITP・PBT 515 点、TOEFL iBT 67 点、TOEIC 630 点、IELTS 5.5 以上》

6. 手続きをするにあたっての注意

本制度については自分が入学した年度の『全学教育科目履修の手引』を参照してください。

7. 単位認定の対象となる英語検定試験の種類に関する注意

TOEIC および TOEFL に関しては、正規の公開試験を正式な試験と認め、企業や団体などが実施する団体特別受験制度(TOEIC Institutional Program, TOEFL Institutional Testing Program)による成績は、審査の対象としませんので注意してください。